

# 政策総務常任委員会（所管事項説明）資料

## 目 次

### ◎ 所管事項

#### 【政策部長所管】

1	地方分権改革・地域主権改革について	1
2	関西広域連合（仮称）について	5
3	地域公共交通（鳥羽伊良湖航路、JR名松線、地方バス路線）について	7
4	国際コンテナ戦略港湾について	11
5	水力発電事業の民間譲渡について	13
6	三重県新エネルギービジョンの改定について	19
7	情報化の推進について	25
8	平成22年国勢調査の実施について	29

#### 【地域支援担当理事所管】

9	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について	31
10	過疎対策の取組について	35
11	木曽岬干拓地について	39
12	宮川流域ルネッサンス事業について	45
13	大仏山地域の土地利用の検討について	49

#### 【東紀州対策局長所管】

14	東紀州観光まちづくり公社について	51
15	東紀州地域の集客交流拠点について	53
16	東紀州地域観光圏について	55

#### 【「美し国おこし・三重」担当理事所管】

17	「美し国おこし・三重」の取組について	57
----	--------------------	----

### ○別冊資料

- (別冊1) 「県民しあわせプラン」次期戦略計画の策定方針
- (別冊2) 「『この国のあり方』について」報告書 【全国知事会 この国のあり方に関する研究会】
- (別冊3) 伊勢湾（名古屋港及び四日市港）国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書（概要版）  
【名古屋港管理組合、四日市港管理組合、財団法人名古屋港埠頭公社】
- (別冊4) 三重県新エネルギービジョン－改定版－（平成17年3月）
- (別冊5) 改正 三重県IT利活用の基本方針
- (別冊6) 「美し国おこし・三重」平成22年度実施計画（概要版）

平成22年5月26日

政 策 部

# 1 地方分権改革・地域主権改革について

## 1 経 緯

国と地方の役割分担の明確化、国から地方への権限移譲、国の関与の見直し、地方税財源の充実確保などの課題に対応し、地方分権を推進していくため、地方分権改革推進法（平成19年4月施行）が制定され、地方分権改革推進委員会が設置されました。

同委員会から4次にわたる勧告が行われ、国は、その勧告を受け地方分権改革推進計画を作成するとともに、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、地域主権に資する改革に関する施策を検討し、実施するため、平成21年11月に「地域主権戦略会議」を内閣府に設置しました。

## 2 国の動向

現在、地域主権戦略会議において、次の項目について議論・検討が行われています。

「規制」 関連：地方自治体への義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲  
「予算」 関連：一括交付金化、直轄事業負担金の廃止、地方税財源の充実確保等  
「法制」 関連：地方政府基本法の制定、出先機関改革、国・地方の協議の場法制化等

これらの議論・検討を踏まえ、今夏を目途に「地域主権戦略大綱（仮称）」が策定される予定です。

なお、義務付け・枠付けの見直し（地方分権改革推進委員会の勧告の一部）等に関する地域主権推進一括法案、および国と地方の協議の場に関する法律案等が、現在、国会で審議されているところです。

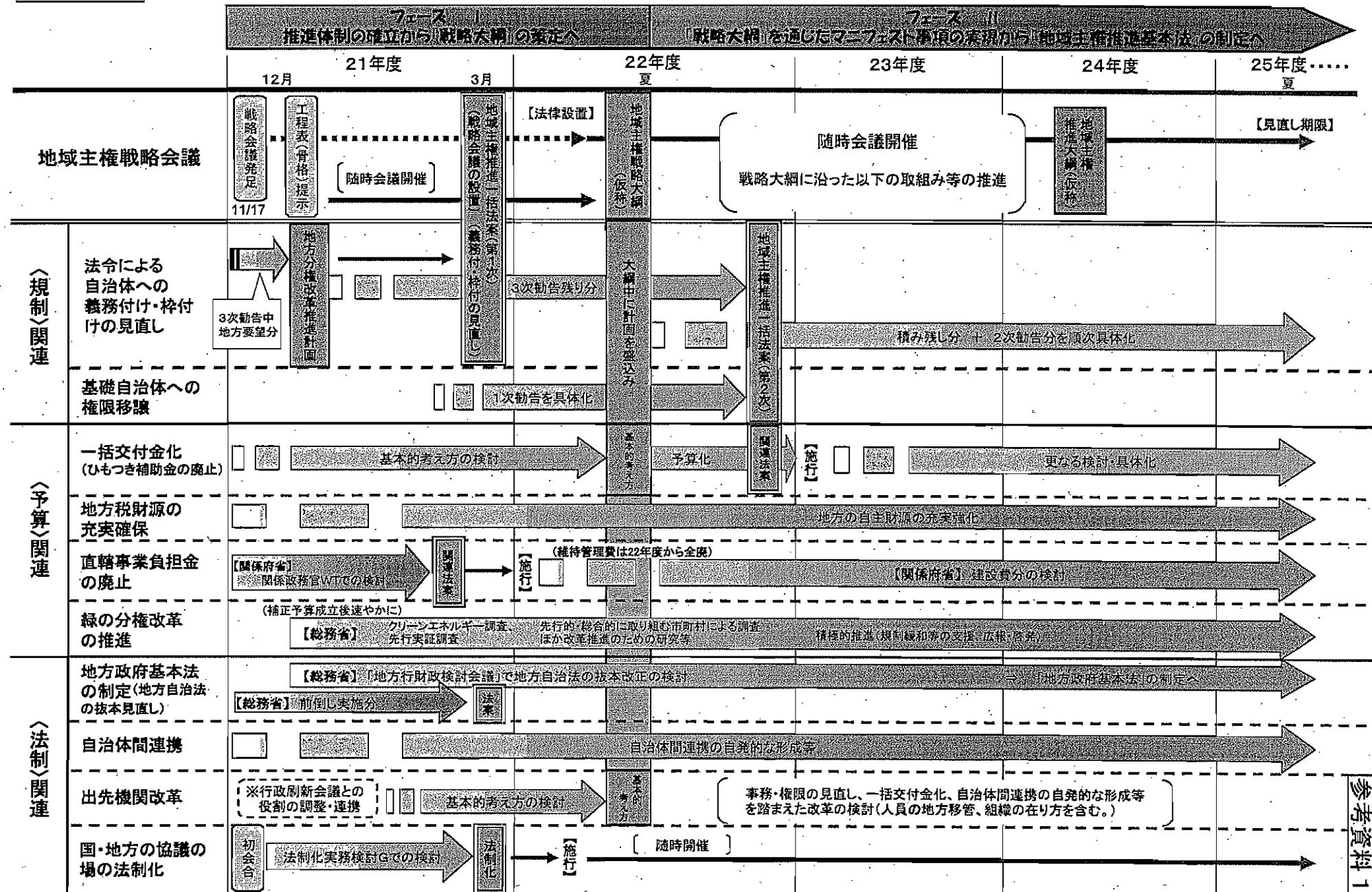
## 3 県の対応

地域主権戦略会議等の動向に注視し、県や市町の業務に与える影響など情報の把握に取り組むとともに、県内の市町とも情報共有等を図りながら、的確に対応していきます。

また、今後とも、全国知事会や近隣府県と連携し、眞の地方分権改革に向けた提言や働きかけを積極的に展開していきます。

## 地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】

(H.22.3.3 地域主権戦略会議(第2回)後)



# 地域主権改革関連2法案の概要

平成22年3月  
内閣府地域主権戦略室

## 1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

### (1) 地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

「地域主権改革」の定義…日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようとするための改革

#### ① 所掌事務

改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

#### ② 会議の組織

内閣府の【重要政策会議】:15人以内

議長…内閣総理大臣

議員…内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、  
内閣総理大臣が指定する国務大臣、  
内閣総理大臣が任命する有識者など

#### ③ その他

- 政令で定める日(公布日から3か月以内)に施行
- 改革を更に進める観点から、法施行後3年内に見直し

### (2) 事務付け 框付けの見直し(関係法律の一部改正)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、  
関係する41法律を一括改正(別紙参照)

## 2. 国と地方の協議の場に関する法律案

#### ① 構成・運営

議員…国:内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、  
財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣  
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方:地方六団体代表(各1人)《副議長を互選》

・臨時の議員…議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長  
・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

#### ② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

#### ③ 招集等

- 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

#### ④ 分科会

- 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

#### ⑤ 国会への報告

- 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

#### ⑥ 協議結果の尊重

- 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

# 義務付け・枠付けの見直し

別紙

## 1. 概要

### 改正の対象となる事項

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ①施設・公物設置管理の基準
- ②協議、同意、許可・認可・承認
- ③計画等の策定及びその手続 等

関係法律を  
括し改正

改正案

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

例えば、

- ①国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定=地方の独自性の発揮
- ②国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③計画等の策定義務を廃止へ

### 〔改正の概要(例)〕

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉法)
- 公営住宅の整備基準及び収入基準(公営住宅法)
- 道路の構造の技術的基準(但し設計車両等の基準を除く)(道路法)
- 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする(学校教育法)

}を地方自治体の条例に委任

(国の基準は基本的に「参酌すべき基準」化)

## 2. 施行日等

- ①直ちに施行できるもの→公布日
  - ②政省令等の整備が必要なもの→公布の日から起算し3月を経過した日
  - ③地方自治体の条例整備が必要なもの、事業年度単位での施行が必要なもの→平成23年4月1日 等
- 福祉施設の基準について、関係法律の施行の状況等を勘案し、基準の在り方について見直し検討

## 2 関西広域連合（仮称）について

### 1 本県の判断

関西広域連合（仮称）への参加・不参加については、平成21年12月18日に県議会の全員協議会において、次の理由により、広域連合に参加する必要性やメリットが不明確であるとして、設立当初から構成団体になることについては見送る意向であることを説明いたしました。

- ①広域連合の将来像が不明確であること
- ②広域連合の設立当初に実施するとされている事務については、広域連携により十分対応できるものが多く含まれていること
- ③広域連合設立後の事務の展開方向が不明確であるとともに、その事務について広域連合と府県との役割分担や責任の所在が不明確であり、現段階では本県にとってのメリットを判断することが困難であること
- ④広域連合設立後もこれまでの広域連携の取組は存続すると見込まれること
- ⑤従来の広域連携よりも多額の経費が必要となること

### 2 関係府県知事会議

関西の2府8県4政令市と経済団体で構成する関西広域機構・分権改革推進本部において、関西広域連合（仮称）の設立に向けた検討を行っており、平成22年1月8日に、分権改革推進本部の「関西広域連合（仮称）設立準備部会【関係府県知事会議】」が開催されました。

この会議は、第5回本部会議（平成21年8月4日）の申し合わせで、「次回本部会議で関西広域連合設立案を定める」とされたことから、次回本部会議に先立ち関係府県（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）の知事により、設立当初の構成団体や事務、組織などについて実質的な協議を行うために開催されたものです。

本県は、同会議において、「設立当初から広域連合の構成団体となることについては見送りたい。」との意向を表明し、この結果、広域連合の設立当初からの参加を目指す府県は、2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）となりました。

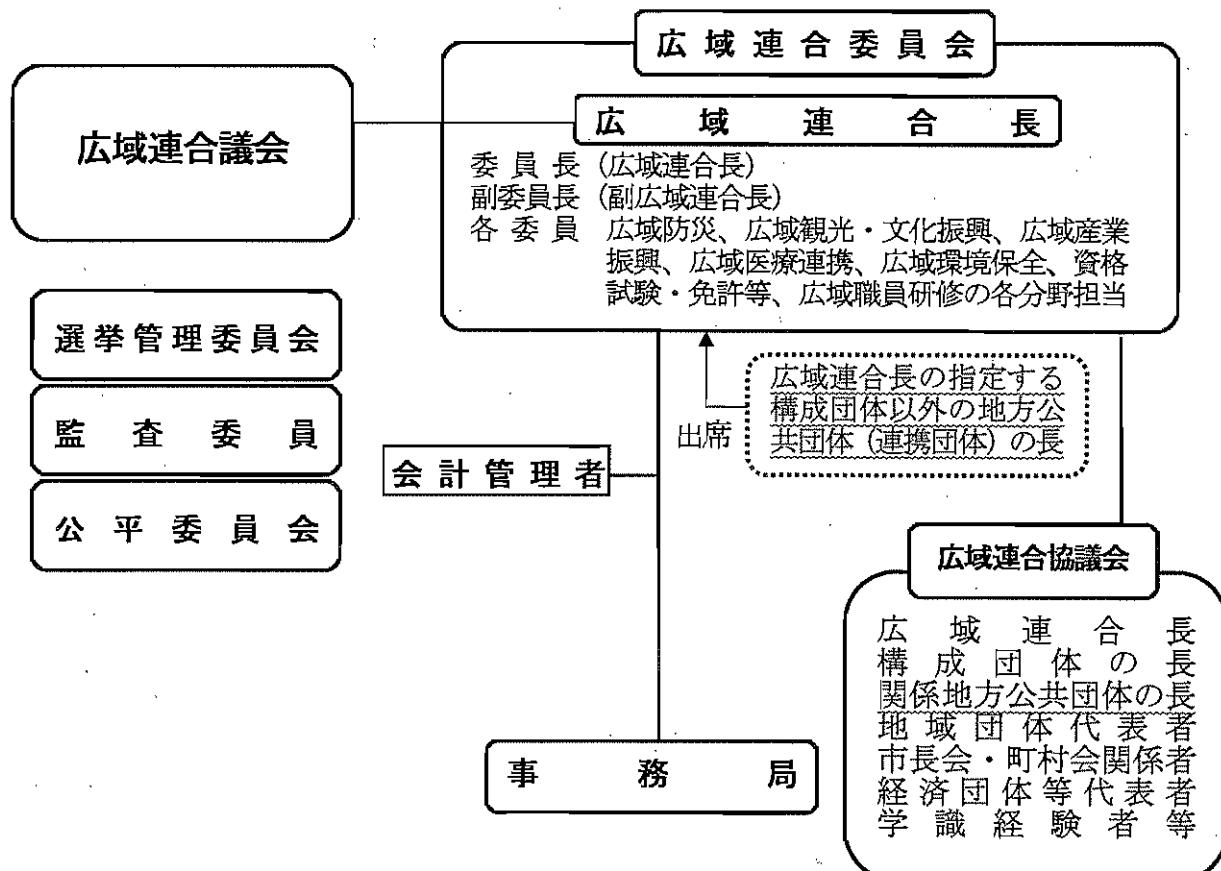
### 3 今後の対応

本県は、関西広域連合（仮称）について、設立当初から構成団体になることについては見送ることを表明しましたが、関西における広域連携の取組については今後とも円滑に継続していく必要があると考えていることから、広域課題について各府県との連携を維持していくとともに、設立後の広域連合とは、設立案に示された「広域連合と不参加団体との協議の仕組み」により一定の関わりを持ちたいと考えています。

また、広域連合において処理する事務については段階的に拡充していく方向にあることから、今後とも関西広域機構・分権改革推進本部会議の構成員として、引き続き、本部会議や幹事会等に参加し、議論に関わりを持っていきたいと考えています。

なお、現在のところ、関西広域機構・分権改革推進本部会議が開催されていないため詳細は不明ですが、大阪府や京都府が、6月定例会での広域連合の設立に関する議案の提出見送りを明らかにしています。

【関西広域連合（仮称）の組織全体図】



### 3. 地域公共交通（鳥羽伊良湖航路、JR名松線、地方バス路線）について

#### 1 鳥羽伊良湖航路について

##### （1）鳥羽伊良湖航路の概要について

鳥羽伊良湖航路は、昭和39年4月4日、伊勢湾フェリー（株）により開設されました。現在の航路は、鳥羽港～伊良湖港間 23.2km（所要時間約55分）で、通常期は8往復、繁忙期には13往復、運航されています。

平成22年3月24日、伊勢湾フェリー（株）が、平成22年9月30日に事業を廃止する旨の届を中部運輸局に提出しました。

【廃止に至った理由・経緯】（伊勢湾フェリー（株）の提供資料から抜粋）

- ・伊勢湾岸自動車道の開通区間が延伸されるにつれ、平成15年頃から利用者の減少傾向が顕著となった。
- ・その後の景気低迷による旅客の減少や燃油費の高騰などの影響を受け、航路の維持が困難な状況が続いていた。
- ・昨年3月からETC特別割引が実施され、利用客が激減し、大きなダメージを受けた。
- ・平成18年度以降債務の超過額の累積が続いている、このまま事業を継続すると今後もさらなる損失の拡大が予想される。

##### （2）主な経緯

- |            |   |
|------------|---|
| 平成21年4月1日  | 伊勢湾フェリー（株）が、フェリー等旅客船に対する港湾施設使用料等の減免を三重県へ要望  |
| 平成21年8月1日  | 三重県が、鳥羽港の入港料を減額<br>(年間840万円→90万円)           |
| 平成22年3月24日 | 伊勢湾フェリー（株）が、平成22年9月末をもって航路事業を廃止する旨を中部運輸局に届出 |
| 平成22年3月25日 | 鳥羽市が「国及び愛知県、三重県が協力して対策協議会を設置する」旨を三重県に緊急要望   |
| 平成22年3月31日 | 「伊勢志摩地域鳥羽伊良湖航路存続対策協議会」設立                    |
| 平成22年4月8日  | 「東三河地域鳥羽伊良湖航路存続対策協議会」設立                     |

##### （3）鳥羽伊良湖航路対策協議会の取組

三重県は、愛知県、鳥羽市、田原市、国と連携し、「鳥羽伊良湖航路」の今後のあり方や存続に向けた対策について検討するため、「鳥羽伊良湖航路対策協議会」（以下「対策協議会」）を平成22年4月21日に設立しました。

現在、対策協議会において航路存続に向け取り組んでいるところです。

### 【対策協議会のメンバー】

中部運輸局企画観光部長、同局海事振興部長、  
中部地方整備局企画部長、  
三重県政策部長（座長）、同県農水商工部観光局長、同県県土整備部長、  
愛知県地域振興部長（副座長）、同県産業労働部長、同県建設部長、  
鳥羽市長、田原市長

### 【対策協議会の開催状況】

平成 22 年 4 月 21 日 第 1 回対策協議会開催

#### 〔開催結果〕

当面の活動方針を「今後の現フェリー会社の運航継続や、新たな運航事業者への円滑な事業継承に向けた条件整理等について協議し、これらを踏まえ協議会としての対応方策を検討する。」こととしました。

平成 22 年 4 月 27 日 第 2 回対策協議会開催

#### 〔開催結果〕

- ・伊勢湾フェリー（株）、近畿日本鉄道（株）、名古屋鉄道（株）から今回の判断に至った経緯、現状、現時点での会社としての考え方等について説明を受けました。
- ・協議会として、航路存続のための条件整理を早急に進め、対応方策を検討していくこと、また、その際、適宜、3 社との協議を行っていくことを確認しました。

### （4）今後の対応

愛知県、鳥羽市、田原市、国と連携し、航路存続に向けた方策や行政による支援について検討していきます。

## 2 JR名松線について

### (1) 経緯とこれまでの取組

- ① JR名松線は、平成21年10月8日の台風18号により被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いています。
- ② JR東海は、10月28日、津市、松阪市、三重県、中部運輸局に対し、山林を含めた周辺部からの鉄道設備への影響が大きくなっています。今後、家城・伊勢奥津間はバスでの輸送とする、との提案をしました。
- ③ 津市は、JR東海の提案を受けて、三重大学大学院生物資源学科酒井俊典教授に「名松線の被害にかかる被害状況調査」を依頼しました。12月25日の調査結果報告では、復旧・運行再開は不可能ではないとの見解が示されました。
- ④ 県は、平成21年11月から22年1月にかけて、防災ヘリを使った周辺山林部や被災箇所の上空調査や、JR東海が指摘する「沢不安定箇所(34箇所)」の現地調査などを実施しました。

大規模な山腹崩壊等は確認されず、名松線を災害前の状態（安全確保のため時間雨量20mmで運転を抑止）に復旧するには、治山ダムや法面崩壊防止など県として特段の対策は必要ないという調査結果となり、平成22年2月17日に、以下の3点をJR東海に申し入れました。

- ・家城・伊勢奥津間を災害前の状態に復旧していただくこと
- ・津市が提案する協議を進めていただくこと
- ・地域住民の方々とも十分な話し合いをしていただくこと

### (2) 現状と今後の対応

平成22年4月20日、4者（中部運輸局、JR東海、津市、三重県）が、意見交換を行いました。

JR東海からは、鉄道運行の安全を確保するためには、多くの沢不安定箇所等の改善に向けて、谷止工や排水路等の対策工事が必要であるとの考え方方が示されました。

引き続き、津市及び中部運輸局とともに、JR東海と話し合いを行い、今後の対応策について検討していきます。

### 3 地方バス路線

#### (1) バスの役割と県の取組

バスは、高齢者や高校生など自ら移動手段を持たない人々にとって必要不可欠な移動手段となっているだけでなく、地球温暖化対策にも寄与すると共に、地域の活性化やまちづくりを進めるための社会基盤としての役割を担うなど、幅広い機能を有しています。

こうした認識のもと、県においては、国や県独自の補助制度を活用して、事業者バスや市町が運営するバス等に対し支援し、生活交通の維持・確保に努めています。

#### (2) 支援内容

○生活交通路線維持費補助（国1/2 県1/2） 予算額 250, 730千円  
国と協調して広域基幹的なバス事業者の路線に対して支援します。

○第3種生活路線維持費補助(県単) 予算額 11, 924千円  
過疎地域等の事業者路線に対して補助する市町に支援します。

○市町村自主運行バス等維持費補助(県単) 予算額 109, 963千円  
市町が運営するバス等の路線に対し支援します。

○NPO等運営バス支援補助(県単) (22年度新規) 予算額 8, 300千円  
市町が補助する、NPO等の運営するバス等の路線に対して市町を通じて支援します。

#### (3) 今後の方向

##### ①交通基本法等の動き

国では、「移動権の保障と支援措置の充実」「環境にやさしい交通体系の実現」「地域の活力を引き出す交通網の充実」を柱とする「交通基本法」の制定に向けた準備が進められています。

##### ②県と市町の地域づくり連携・協働協議会の検討会議

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の地域における公共交通のあり方検討会議等で、市町や事業者と、各主体の役割分担や県内交通ネットワーク化等について検討します。

## 4 国際コンテナ戦略港湾について

### 1 経緯

- 平成 22 年 2 月 12 日 国際コンテナ戦略港湾（※1）の選定を検討する港湾の募集開始
- 平成 22 年 3 月 26 日 伊勢湾（名古屋港及び四日市港）国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書（目論見）を国に提出
- 平成 22 年 4 月 2 日
- ・国際コンテナ戦略港湾検討委員会（※2）へのプレゼンテーション
  - ・伊勢湾（名古屋港及び四日市港）国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書（目論見）の概要版を公表
- 平成 22 年 4 月 15 日 検討委員会委員からの計画書（目論見）に対する意見の提示
- 平成 22 年 5 月 7 日
- ・伊勢湾（名古屋港及び四日市港）国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書の再提出
- 平成 22 年 5 月 17 日
- ・国際コンテナ戦略港湾検討委員会への再プレゼンテーション
  - ・再提出した伊勢湾（名古屋港及び四日市港）国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書の概要版を公表
- 平成 22 年 6 月 国際コンテナ戦略港湾の選定（予定）

※1：国際コンテナ戦略港湾とは、釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化するなか、わが国のコンテナ港湾について、更なる「選択」と「集中」により国際競争力を強化するため、国が選定することとしている港湾。

※2：国際コンテナ戦略港湾を選定するために、評価項目、選定案の作成等の検討を行う国土交通省・成長戦略会議のもとに設置された委員会。

### 2 計画書（概要版）について （資料別冊 3）

- (1) 伊勢湾（四日市港及び名古屋港）は、背後圏の産業集積によって構築された、産業物流ネットワークの強みと、日本の真ん中に位置するという地理的特性を活かし、国内外の広域からの貨物集約を強力に推進することで、日本経済を支える港として、「輸出力でモノの流れを倍増させる『産業ハブ港』」を基本方針としています。

(2) 5月7日に再提出した計画書では、「一開港化（※3）の早期実現」や「一港化（※4）を視野に入れた連携施策を推進するため協議会を設立」など、検討委員からの意見を踏まえ、修正したところです。

※3 一開港化は関税法上の開港を一つの開港に統一、港則法などの関連する法令による港の名称・区域を統一すること。

とん税、特別とん税の低減による港湾コスト削減の効果が期待される。

※4 一港化とは、港湾管理者の一本化及び港域の一本化を意味する。

### 3 今後の取組

(1) 国際コンテナ戦略港湾に選定されると、北勢地域や三重県、ひいては中部地域の発展に大きく寄与することが見込まれることから、経済団体と連携して、国に対して、伊勢湾（四日市港及び名古屋港）の優位性をアピールしてまいります。

(2) 「伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会（※5）」を再構築し、6月に『伊勢湾連携協議会（仮称）』として新たな協議会が設立されます。

新たな協議会では、四日市港及び名古屋港が国際コンテナ戦略港湾としての地位を確立し、これまで以上に発展するため、一港化を視野に入れた連携施策の推進に向け、課題を抽出し、具体化を進めることとなっています。

※5：「伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会」は、伊勢湾スーパー中枢港湾の進むべき方向や、その育成プログラムの着実な実現に向けて協議するために、三重県・愛知県などの地方公共団体、経済界、港湾・空港管理者、国関係機関のトップで構成された組織。

〈構成員〉 三重県知事、愛知県知事、四日市市長、名古屋市長

(社) 中部経済連合会会長、四日市商工会議所会頭

名古屋商工会議所会頭、中部国際空港（株）代表取締役社長

国土交通省中部地方整備局長、国土交通省中部運輸局長

## 5 水力発電事業の民間譲渡について

### 1 中部電力(株)との協議状況

平成19年10月から、中部電力㈱とともに「総合調整」、「設備」、「用地」の3つの部会を設置し、部会ごとに譲渡・譲受にあたっての課題整理、確認を行ってきました。

平成21年3月30日には「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」を締結し、その中で別紙1のとおり、これまでに合意した内容や今後の対応の方向について、双方が確認しています。

平成21年度は、この確認書の対応方針に沿って、設備や用地の課題解決を進めるとともに、未解決となっている地域貢献課題3項目（緊急発電放流、森林環境保全事業、奥伊勢湖環境保全対策）について協議を行ってきました。

また、協議が進捗する中で新たな課題となった運転監視システムの整備についても協議を行い、中部電力㈱が運転監視システムを整備する3年から4年程度、譲渡目標時期を延伸することとし、平成22年度末の譲渡目標時期を平成25年度又は平成26年度にしました。

### 2 平成25年度又は平成26年度の譲渡・譲受に向けての対応

譲渡目標時期を延伸しましたが、譲渡・譲受に関する基本的な事項について、今年度の早い段階で合意ができるよう取り組みます。

基本的な事項の中では、譲渡譲受にかかる範囲、譲渡時期、譲渡価格などを合意していきたいと考えています。

なお、この基本的事項の合意のためには、解決に至っていない地域貢献課題及び譲渡価格を整理することが必要です。

#### （1）地域貢献について

中部電力㈱と締結した確認書における地域貢献の取組課題14項目のうち、11項目については譲渡後も継続することで合意していますが、残る3項目については、継承が困難な状況になっています。

緊急発電放流については、電気事業者が取り組む地域貢献として強く求めてきましたが、実施は困難な状況です。県としては引き続き努力していますが、今後、議会や関係市町のご意見をお聞きしながら、対応方針を決定していきます。

また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策についても、受け入れが困難な状況ですが、これまでの経緯を踏まえ、中部電力㈱と引き続き協議しているところです。

#### （2）譲渡価格について

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な譲渡価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例など、様々な要素を踏まえて検討する必要があります。

現在、中部電力㈱とは、双方の譲渡価格に対する考え方について協議しています。

### (3) その他（設備、用地・権利関係）について

中部電力㈱と確認した課題や対応方針に沿って次のとおり対応します。

- ① 土木設備・電気設備については、具体的な対応方法を協議しながら、課題の解決を図っていきます。
- ② 用地・権利関係については、境界確認、用地境界杭設置、用地測量及び管理用図面等の作成業務を引き続き進めています。また、未登記地の解消、権利の設定、発電所敷地内の国有地の払下げ・付け替え等についても、譲渡までに実施していきます。

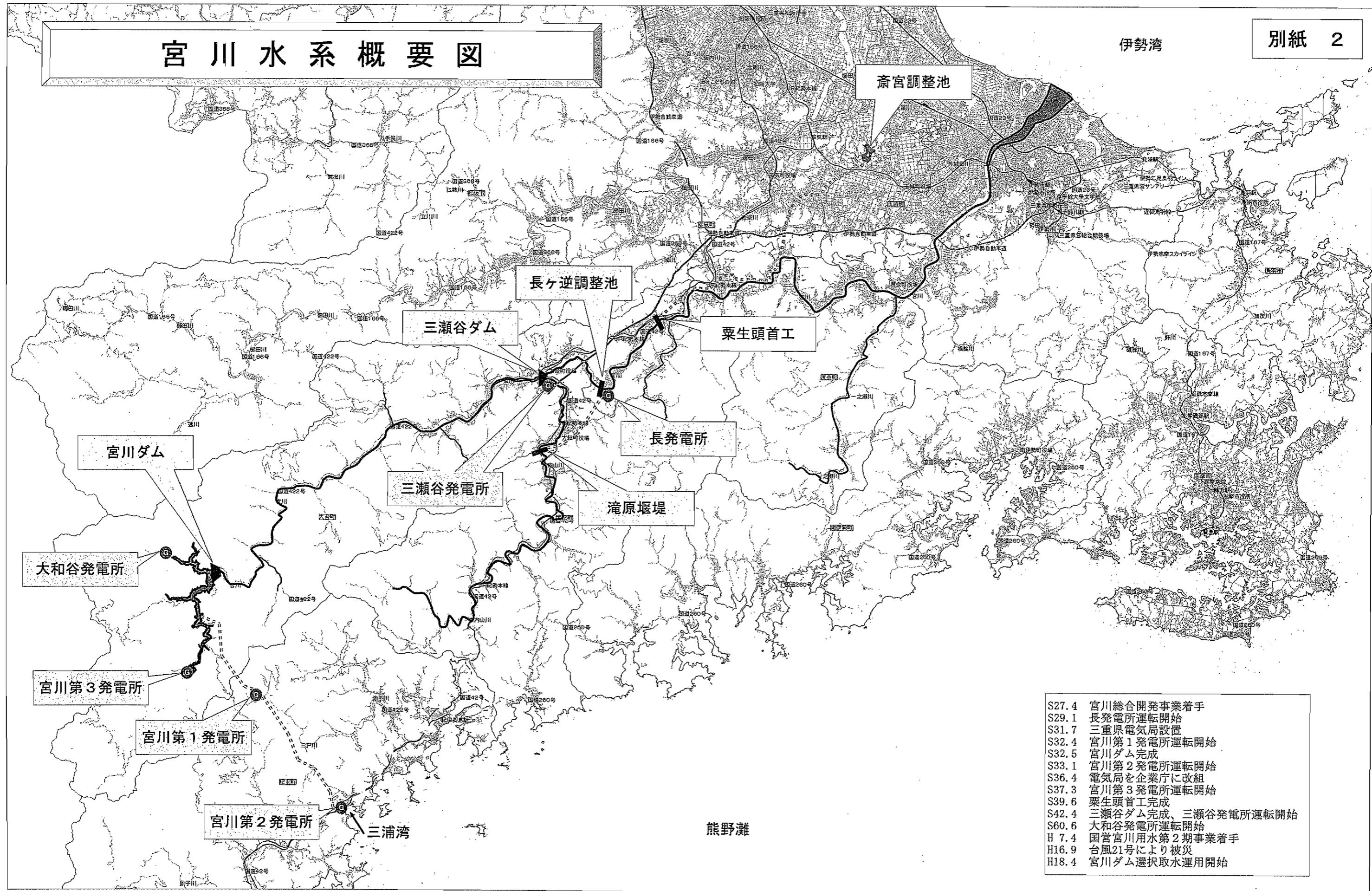
## H21.3.30付「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」別紙2 その1

## 地域貢献の取組の課題と対応方針

課題		対応方針						
項目	内容							
1 宮川の流量回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m³）に、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せした毎秒0.5m³の放流を平成18年4月から実施している。</li> <li>○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、甲は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「栗生頭首工直下で毎秒3m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宮川ダムからの毎秒0.5m³の放流を継続する。</li> <li>○今後放流に係る運用ルールを定め、流量回復として年間1,000万m³を限度に放流することとする。</li> </ul>						
2 治水機能の確保	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①宮川ダムにおける事前放流等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</li> <li>○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②三浦湾への緊急発電放流</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>③三瀬谷ダム湖内の砂利採取</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</li> </ul> </td></tr> </table>	①宮川ダムにおける事前放流等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</li> <li>○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</li> </ul>	②三浦湾への緊急発電放流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。</li> </ul>	③三瀬谷ダム湖内の砂利採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前放流の協力について、覚書に基づき現在の運用を継続する。</li> <li>○宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。</li> </ul>
①宮川ダムにおける事前放流等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</li> <li>○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</li> </ul>							
②三浦湾への緊急発電放流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。</li> </ul>							
③三瀬谷ダム湖内の砂利採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</li> </ul>							
3 灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。</li> <li>○渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協定に基づき現在の運用を継続する。</li> <li>○渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。</li> </ul>						
4 三瀬谷ダムの工業用水	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南伊勢工業用水道事業の廃止手続きを進め、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして運用する。</li> </ul>						
5 森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○甲が実施する森林環境創造事業に対して、乙は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○甲が今後事業を継続していくために必要な財源が確保できるよう、一時金として対応することについて引き続き協議していく。</li> </ul>						
6 雉鮎の放流（三瀬谷ダム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○覚書に基づき現在の補償を継続する。</li> </ul>						
7 三浦湾漁場環境の保全 (渇水調整)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宮川第一、第二発電所の渇水時の発電運用に関しては、協定に基づき、渇水時には発電を停止する運用を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協定に基づき現在の運用を継続する。</li> </ul>						
8 三瀬谷ダムの流木除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ダム運用に支障とならないよう、乙は必要に応じ流木除去を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。</li> </ul>						
9 関連施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①三瀬谷ダム湖の漕艇場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。</li> </ul> </td> </tr> </table>	①三瀬谷ダム湖の漕艇場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。</li> </ul>	②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協定に基づき現在の運用を継続する。</li> <li>○協定に基づき現在の運用を継続する。</li> </ul>		
①三瀬谷ダム湖の漕艇場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。</li> </ul>							
②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。</li> </ul>							
10 三瀬谷ダム下流の渇水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三瀬谷ダム下流の渇水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係者と調整した対策を継続する。</li> </ul>						
11 奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参画継続について引き続き協議していく。</li> </ul>						

# 宮川水系概要図

別紙 2



S27.4	宮川総合開発事業着手
S29.1	長発電所運転開始
S31.7	三重県電気局設置
S32.4	宮川第1発電所運転開始
S32.5	宮川ダム完成
S33.1	宮川第2発電所運転開始
S36.4	電気局を企業庁に改組
S37.3	宮川第3発電所運転開始
S39.6	栗生頭首工完成
S42.4	三瀬谷ダム完成、三瀬谷発電所運転開始
S60.6	大和谷発電所運転開始
H 7.4	国営宮川用水第2期事業着手
H16.9	台風21号により被災
H18.4	宮川ダム選択取水運用開始

## 6 三重県新エネルギー・ビジョンの改定について

### 1 目的

現行の三重県新エネルギー・ビジョンの目標年度が平成22年度末までであること、また、国で検討されている地球温暖化対策基本法案など新エネルギーに関する諸政策の状況変化を踏まえ、県として、引き続き、新エネルギーへの取組を積極的に推進し、新エネルギーの導入促進・普及啓発のための基本方向を示す新たなビジョンを平成22年度に策定します。

### 2 検討の方向性

これまでの取組の成果・導入実績と課題に加え、最近の新エネルギーを取り巻く状況変化等を踏まえて、次期の導入目標の設定、導入方策等について、県としての新たなビジョンを示す必要があります。

新エネルギー分野は、石油代替エネルギーとしての「エネルギー政策」の観点に加え、低炭素社会実現に向けた地球温暖化対策としての「環境政策」、今後の成長が見込まれる環境・エネルギー産業の振興や地域経済の活性化などの「産業政策」への貢献が期待されています。

このため、関係部局と連携した取組や、市町・事業者・県民・市民団体等との連携・協働した取組など、各分野における総合的な検討を行い、ビジョンに反映していきます。

### 3 新エネルギー・ビジョンの構成（案）

全国から見た本県の特性や県内の地域特性に応じた導入のあり方、また、あらゆる主体が積極的に連携・協働できるしくみづくりなどについて、次のような構成で整理していきたいと考えています。

#### （1）新エネルギーの動向

背景と新エネルギーの種類、これまでの取組の総括、取り巻く状況の変化など

#### （2）ビジョン改定の目的

目的、位置づけ、新エネルギー導入のめざす姿（①エネルギー政策、②環境政策、③産業政策）

#### （3）新エネルギー導入の可能性

実施可能性調査に基づき、導入の可能性について検証

#### （4）新エネルギー導入に向けた具体的な取組策

各取組における目標の設定など

#### （5）ビジョンの実現に向けたしくみづくり

各主体の役割、県庁内での役割、推進体制、進行管理のしくみづくりなど

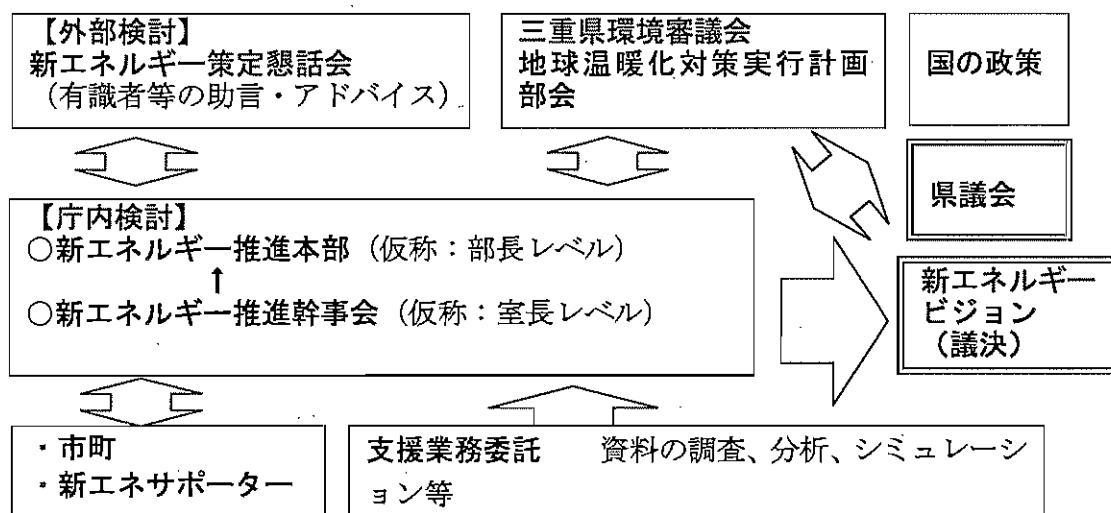
### 4 策定手法

関係部局長で構成する「新エネルギー推進本部（仮称）」を設置し、関係部局と連携してビジョンを策定していきます。当推進本部はビジョン策定後も新エネルギー推進の進行管理を行っていきます。

また、策定にあたっては、県民・市町・事業者・有識者の意見等を反映させてい

くとともに、三重県環境審議会地球温暖化対策実行計画部会とも意見のすり合わせを行っていきます。

なお、検討にあたっては、資料の調査、分析、シミュレーションなど専門的な作業が必要となることから、分析力や専門知識を有する民間業者へ支援業務を委託します。



## 5 スケジュール

平成22年 9月 中間案の取りまとめ

平成22年12月 最終案の取りまとめ

平成23年 2月 議案提出

平成23年 3月 策定

現在、国及び県において関連する計画等の検討が並行して行われていることから、これらの動向に留意するとともに、整合を図る必要があるため、動向によってはスケジュールが変動する可能性があります。

## 6 検討にあたっての留意点

関連する計画等との整合を図るほか、昨年度の地域経済活性化対策調査特別委員会からの報告や今年度設置される新エネルギー調査特別委員会での議論も踏まえて検討を行っていきます。

### 【関連する計画等】

#### (1) 国の計画等

- ①エネルギー基本計画（平成22年5月から6月に見直し案の取りまとめ）
- ②長期エネルギー需給見通し（平成21年8月再計算、今後は未定）
- ③温室効果ガス削減目標（2020年までの中期目標）  
　　地球温暖化対策基本法案（平成22年3月閣議決定）
- ④新成長戦略（平成22年6月を目指して取りまとめ）

#### (2) 県の計画

- ①県民しあわせプラン次期戦略計画
- ②三重県地球温暖化対策実行計画（環境森林部所管）

## 現行の三重県新エネルギービジョンについて

### 1 目的

#### (1) ビジョンの目的

本ビジョンは、三重県における新エネルギーの導入の基本的な方向を示すとともに、各地域の様々な主体が様々な場面で新エネルギーを効果的に導入していくための指針となることを目的としています。

また、三重県における新エネルギー導入のねらいとして、次の4点を掲げています。

- ①環境負荷を低減した持続可能な循環型社会の構築
- ②地域におけるエネルギーセキュリティの向上
- ③エネルギー問題の解決に向けた地域レベルからの貢献
- ④新エネルギーによる地域経済の活性化

これらをねらいとして、県では普及啓発を中心とした新エネルギーの導入促進に取り組んでいます。

#### (2) ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「県民しあわせプラン」における新エネルギー施策の趣旨に従って策定したもので、県における新エネルギー導入促進の基本計画となるものです。

また、新エネルギーの導入は、地球温暖化対策の一つでもあり、「三重県地球温暖化対策推進計画」など他の計画の施策とも密接に関連しています。

### 2 策定の経緯

石油依存度の高い我が国のエネルギー事情や、化石エネルギーの消費に伴う地球温暖化等の環境問題へ対応するため、国においては、省エネルギーや石油代替エネルギーの導入などの施策が推進されてきました。

平成9年には「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、本法に基づき国が策定した「基本方針」の中で、地方公共団体の果たすべき役割として、「具体的な導入計画の策定等により計画的に利用等を進めることが必要である」とされています。

このため、三重県では、地球温暖化対策と併せて、新エネルギーの利用等を進めよう、平成12年3月に本ビジョンを策定し、その後、政令改正により新エネルギーにバイオマスが追加されたこと、県内の風力発電の導入実績が目標を超える見込みとなるなどの状況変化に応じて、平成17年3月に改定しています。

### 3 導入目標

#### (1) 目標設定した新エネルギー

導入を積極的に進める新エネルギーとして、策定当初は、太陽光発電、風力発電、コージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車、廃棄物発電の6種類としていましたが、平成17年改定時にバイオマス発電、バイオマス熱利用を加えた計8種類を目標設定の対象としています。

#### (2) 目標値

新エネルギーの種類ごとに導入目標を設定し、平成22年度末までに、原油換算し

て計 31 万キロリットルの削減量に相当する新エネルギーを県内に導入することとしています。

#### 4 県の取組

##### (1) 県施設等への率先導入

平成 13 年 4 月に「公共施設等への新エネルギー導入指針」を策定し、県施設等へ新エネルギーの導入を進めてきました。平成 17 年度には ISO14001 の中で進行管理するよう見直しを行い、平成 20 年度には道路や防災施設への活用も図るよう改定を行っています。

これらの取組の結果、県施設への太陽光発電導入実績は、平成 20 年度末で合計 124 箇所・1,161kW となっています。

##### (2) 新エネルギー普及促進事業

###### ①家庭用向け住宅用太陽光発電の導入支援（平成 13～20 年度）

市町を通じて住宅用太陽光発電設備導入への補助を行い、平成 20 年度までに計 2,828 件・10,295 kW の太陽光発電が導入されました。

なお、国の住宅用太陽光発電に対する補助制度は、平成 6 年度から始まり平成 17 年度で終了しましたが、それ以降においても三重県は支援を継続し、導入促進に向けた取組を行ってきました。平成 21 年 1 月から国の住宅用太陽光発電補助制度が再開され、大きなインセンティブが期待できるとして、県の住宅用に対する支援は平成 20 年度までとしました。

###### ②市町及び各種法人向け新エネルギー設備への導入支援（平成 13 年度～）

学校施設や市町及び各種法人への比較的小規模な新エネルギー設備への補助を行い、平成 21 年度までに計 55 件・604kW の太陽光発電、2 件・11kW の小型風力発電、8 件のバイオマス熱利用（ペレットストーブ、ウッドボイラー）が導入されました。

##### (3) 新エネサポーター制度（平成 18 年度～）

新エネルギーを自ら導入するなど、エネルギーや環境に対して高い関心を持つ方が「三重県新エネサポーター」となり、実体験による貴重な情報を発信するなど、地域での普及啓発を担っていただくことを目的としています。

平成 18 年度から制度を開始し、現在の登録者数は 845 名となっています。

##### (4) 新エネルギー普及啓発事業（平成 13 年度～）

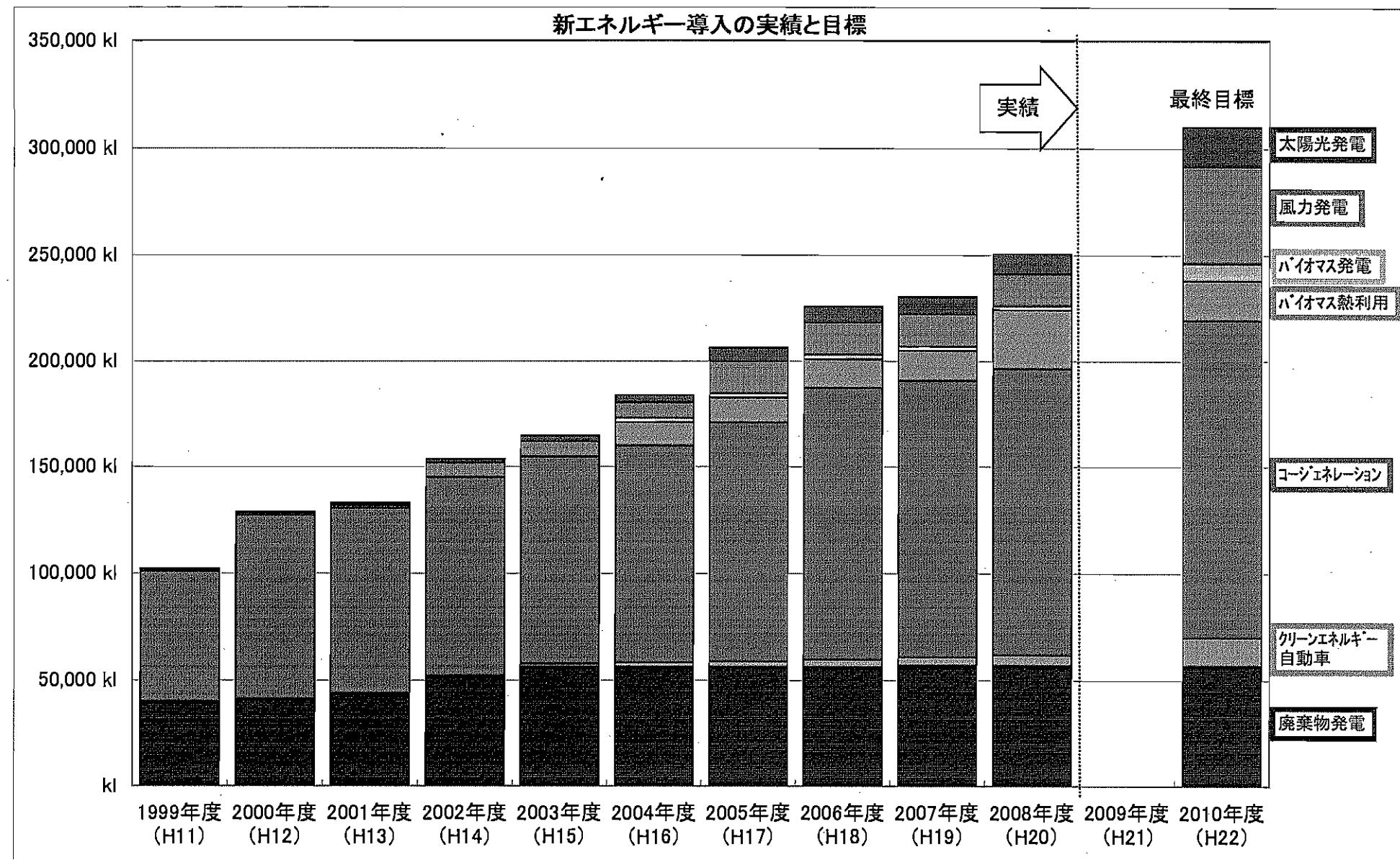
地球温暖化対策や省エネルギーの活動など関係部局とも連携し、クリーンエネルギーフェア、新エネルギーセミナー、新エネルギー研修会、新エネルギー教室、出前トークを実施しています。

また、市町と協力して普及啓発に取り組むため、市町において新エネルギービジョンを策定していただくよう働きかけを行っています。

#### 5 導入実績

三重県内の新エネルギー導入実績は、平成 20 年度末で、原油換算して約 25 万キロリットル、進捗率として約 81% となっています。

また、平成 20 年度末までの太陽光発電導入実績 38,435kW のうち、県施設では 1,161kW、県が支援した施設は 2,869 件・10,824kW となっています。



新エネルギー導入の目標と実績（平成20(2008)年度末）

	新エネルギジョン策定時	導入実績		新エネルギジョン導入目標	平成20(2008)年度末の進捗率
		平成11(1999)年度末	平成12(2000)年度末		
太陽光発電	1,046 kW ( 256 kI)	3,240 kW ( 794 kI)	38,435 kW ( 9,418 kI)	75,000 kW ( 18,378 kI)	51.2%
(参考) [うち県施設]	[ 85 kW ]	[ 133 kW ]	[ 1,161 kW ]	-	
風力発電	3,000 kW ( 1,202 kI)	3,000 kW ( 1,202 kI)	34,057 kW ( 15,256 kI)	102,000 kW ( 45,690 kI)	33.4%
バイオマス発電	-	-	1,460 kW ( 2,044 kI)	6,000 kW ( 7,900 kI)	24.3%
バイオマス熱利用	-	-	27,660 kI	19,000 kI	145.6%
コーチェネレーション	186,438 kW ( 60,998 kI)	264,333 kW ( 86,173 kI)	412,001 kW ( 134,471 kI)	434,000 kW ( 149,084 kI)	94.9%
うち燃料電池	1,000 kW ( 478 kI)	0 kW	1,039 kW ( 497 kI)	50,000 kW ( 23,900 kI)	2.1%
クリーンエネルギー自動車	378 台 ( 226 kI)	737 台 ( 442 kI)	8,220 台 ( 4,932 kI)	22,000 台 ( 13,200 kI)	37.4%
廃棄物発電	30,000 kW ( 39,697 kI)	30,800 kW ( 40,755 kI)	43,090 kW ( 57,018 kI)	43,000 kW ( 56,899 kI)	100.2%
従来型一次エネルギーの削減量合計 (原油換算)	102,379 kI	129,366 kI	250,799 kI	310,000 kI	80.9%

※ ( ) 内は従来型一次エネルギーの削減量（原油換算）。

## 7 情報化の推進について

### 1 情報化の取組について

国のIT戦略は、基盤整備から利活用へとシフトし、平成21年7月に策定した「i-Japan 戦略2015」では国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現をめざしています。また、平成19年3月策定の「新電子自治体推進指針」などで自治体におけるITの利活用を推進しています。

三重県では、ITを「県民しあわせプラン」を推進するためのツールとしてとらえ、平成17年度に「三重県IT利活用の基本方針」を策定しました。

基本方針策定から4年を経過し、その間の県の取組成果や社会経済情勢の変化、IT技術の進歩などを踏まえ、平成21年度に見直しを行いました。

改正版「三重県IT利活用の基本方針」では、行政サービスの向上や行政運営の効率化を進めるため

- ①情報システム調達の適正化に向けたITガバナンス※1に関するプロセスの確立
- ②デジタル放送の双方向性や多機能携帯電話など新しいITの利活用による行政サービスの提供
- ③情報セキュリティポリシーを徹底し、内部監査などを取り入れた情報セキュリティ対策の推進

などに取り組むこととしています。

※1)ITガバナンス:自治体がめざす戦略、施策や目標の実現に向けてITを導入・活用するにあたり、目的や戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するため、行政の情報化に係る意思決定者、企画総務部門、情報化担当部門、IT利用部門などがお互いに連携し、サービスを受ける側の視点も取り入れたマネジメント能力が発揮できるメカニズムをその組織の中に確立させること。

### 2 CIO補佐官※2による取組について

三重県では、「IT利活用の基本方針」に基づきIT調達の適正化を進めてきましたが、平成21年度からはCIO補佐業務を委託し、CIO補佐官と共に、一層のIT調達コストの削減及びIT投資に係る管理体制の構築等を進めています。

#### (1) IT調達全体を見通した審査・支援制度の見直し

これまで、予算要求前及び契約前の各段階ごとに実施してきた審査・支援を見直し、情報システムの企画段階から予算化、契約、検収に至るIT調達の全工程を見通した、切れ目のない審査・支援となるよう、平成21年度に制度の見直しを行いました。

#### (2) 情報担当職員の育成とスキルアップ

情報システム調達に係る審査、支援を一緒に行うことで、OJTによる情報担当職員のスキルアップを図っています。

また、情報担当職員の自主研修に講師として参加するとともに、ITに関する講演会の講師招聘を行うなど、人材育成を図っています。

### (3) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ監査（内部監査）の充実に向けた検討を行い、三重県全体で保有している約290システム全てについて、平成21年度から3年間で実地監査またはセルフチェック（監査）を実施しています。

【情報セキュリティ監査件数】

	内部監査	セルフチェック
平成21年度（実績）	4件	77件
平成22年度（予定）	10件	90件

また、新任所属長等のセキュリティ研修の場を通じて、情報セキュリティの必要性・重要性について説明し、セキュリティマインドの向上を図っています。

※2) CIO補佐官：組織におけるITの責任者（CIO：情報統括責任者）を補佐する人材で、専門的見地からITの効率的・効果的な利活用に関する提案・助言等を行う。

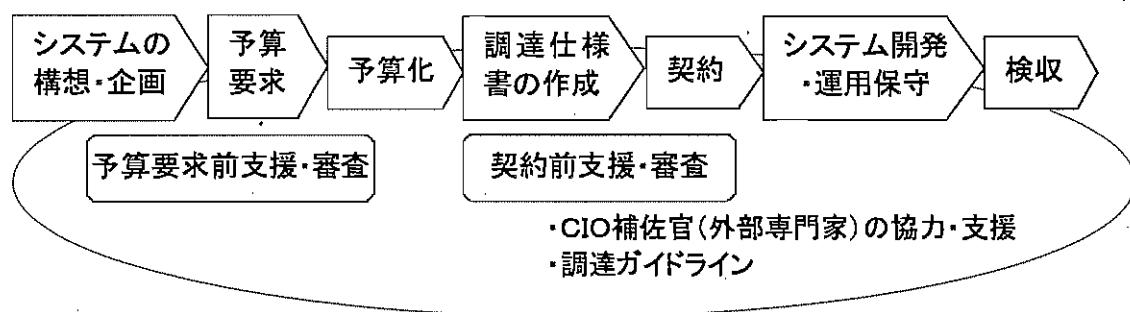
なお、三重県においては、CIO補佐官と支援スタッフによるチームでの支援をCIO補佐業務として委託している。

## 3 情報システム調達コスト削減の取組について

### (1) 情報システム調達に係る支援・審査

平成21年度に情報システム調達に係る支援・審査制度を見直すとともに、「三重県情報システム調達ガイドライン」を改訂し、担当者が情報システムの調達に当たって参考とすべき基本方針、標準的な手順等を定め、作成が必要な書類のサンプルを示すなど、実務に即したものとしました。

【情報システム調達における支援・審査体系】



### (2) 予算要求前審査の状況

情報システムに係る予算については、予算要求時に、三重県情報システム審査委員会の審査を経て、予算化されるしくみを制度化しています。

平成22年度予算の予算要求前審査では、74億1千万円の要求に対し5億7千万円の削減を行いました。削減理由は、情報システム化計画の熟度が低い、必要性・緊急性が低い、経費積算の見直しなどによるものです。

### 【情報システム関連予算及び審査結果の概要】

区分		平成 21 年度当初予算	平成 22 年度当初予算
予算要求額		67 億 4 千万円	74 億 1 千万円
審 査	予算要求前審査システム件数	196 件	201 件
	要求を妥当とした額	54 億 1 千万円	51 億 4 千万円
	予算検討が必要とした額	7 億 0 千万円	17 億 0 千万円
	予算要求削減額	6 億 3 千万円	5 億 7 千万円
当初予算額		59 億 0 千万円	60 億 5 千万円

### (3) 運用・保守費用の削減

運用・保守費用を削減するためには、システム再構築時や契約更新時に併せてシステム構成等を見直すことが効果的であることから、支援・審査の場を通じて①システムの簡素化、②SaaS, ASP※3の導入による契約方法の見直し、③汎用的な機器への対応、④統合サーバの利用、等を進めています。

その結果、平成 22 年度大規模システム※4の運用・保守経費は、平成 21 年度と比較して 4 億 8 千万円減少し、24 億 2 千万円（当初予算ベース）となりました。

※3) SaaS, ASP: データセンターでアプリケーションソフトを運用し、インターネットで機能を顧客に提供するサービス

※4) 大規模システム: 年間経費(将来見込みを含む)が 5 千万円以上のシステム(平成 22 年度当初予算時点では 36 システム)を大規模システムとしています。

### 4 今後の取組について

今後、より一層県民サービスの向上に経営資源をシフトしていくため、クラウドコンピューティング※5など、従来と異なるシステム導入手法を検討し、効率的な情報システムの調達を図っていきます。

また、CIO補佐官と協力して、引き続きコスト削減やシステム評価のための検討を進め、IT投資の管理体制構築のためのPDCAサイクルの確立に向けた取組を進めます。

さらに、情報セキュリティ対策や人材育成についても、これまでの検討を踏まえ、一層の推進を図っていきます。

※5) クラウドコンピューティング: データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるサーバ群(クラウド(雲))にあり、ユーザーが「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用できる新しいコンピュータネットワークの利用形態。



## 8 平成22年国勢調査の実施について

### 1 国勢調査の意義

- (1) 国勢調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の基礎資料を得るためのものです。
- (2) また、国勢調査から得られる様々な統計は、公的部門だけでなく、民間企業の商品・サービスの需要予測、店舗の立地計画等への利用や、学術・研究機関等の実証的な研究への利用などを通じて広く社会に還元されています。
- (3) 今回の調査は、我が国が人口減少社会を迎えて最初の調査として、国及び地域レベルでの人口と世帯の実態を様々な角度から描き出し、今後を考える上で欠かせない最新の統計情報を提供するものとして特に重要なものです。
- (4) なお、国勢調査は大正9年（1920年）の開始以来5年ごとに実施されており、平成22年国勢調査はその19回目に当たり、三重県では調査対象が約185万人、約72万世帯、調査に従事する指導員が約1,300人、調査員が約10,000人という大規模な調査です。

### 2 法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）第2条に基幹統計調査として定められており、同法第5条の規定に基づき実施されます。

### 3 調査の概要

- (1) 調査期日 平成22年10月1日 午前0時現在
- (2) 調査期間 平成22年9月23日～10月24日
- (3) 調査対象 日本国内に常住するもの（外国人を含む）。  
住民票、外国人登録原票の有無に関わらず、常住する場所で調査します。
- (4) 調査事項（20項目）
  - ・世帯員に関する事項（15項目）  
「男女の別」、「出生の年月」、「就業状態」、「従業地・通学地」など
  - ・世帯に関する事項（5項目）  
「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など

## 4 調査の方法

### (1) 調査の流れ

総務省 — 三重県 — 市町 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員 — 世帯

国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

### (2) 調査票の配布及び回収

国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が国勢調査員に渡すか又は市町に郵送することにより回収します。

## 5 結果の公表及び公表時期

人口速報集計（全国・都道府県・市区町村別の人口総数）が平成23年2月頃に官報に公示されます。国の公表にあわせ、県も速報結果を公表します。

人口等基本集計（第1次基本集計）として、全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数が平成23年10月に官報に公示されます。

## 6 県としての対応

- (1) 国勢調査はすべての人・世帯を対象とする大規模な調査ですが、調査を取り巻く環境は個人情報保護意識の高まりや単身世帯・共働き世帯の増加に伴う不在世帯等の増加などにより、これまでに増して厳しい状況になっています。
- (2) こうした状況の中で、調査を正確かつ円滑に実施するためには、周到な準備に加え、実施体制を整備し、調査への理解と支援を確保することが必要となります。
- (3) そこで、平成22年3月16日に「平成22年国勢調査三重県実施本部」を設置し、各部局と連携を取りながら県民への周知や関係機関への協力要請を行うとともに、市町と緊密に連携して正確で円滑な調査実施に取り組んでまいります。